

別添

附属機関等の会議の公開に関する指針

(平成18年9月20日改正)

1 目的

北広島市情報公開条例（平成11年北広島市条例第2号）第20条の規定を踏まえ、市の附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議の公開（条例等で特に定めのあるものを除く）に係る基本的な取扱いを定めるものとする。

2 公開又は非公開の決定

附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとする。

なお、個人情報や非公開情報が会議の主たる内容のときは、附属機関等の会長等は予め会議を非公開とすることができる。

3 公開の方法

- (1) 附属機関等は、会議を公開するにあたり、あらかじめ当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関等は、会議を公開するにあたり、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 附属機関等の会長等は、会議を公開するにあたり、会議において個人情報や非公開情報が取り扱われる場合は、非公開会議に移行するなどの措置を講じ、適切に会議を運営するものとする。

4 会議開催の周知

附属機関等の庶務を担当する課等は、会議の開催予定に関し、市の掲示板の活用、ホームページへの掲載等の方法により、当該会議の日時、開催場所、審議事項、傍聴の可否等について、当該附属機関等が別段の取扱いをすべきこととしている場合を除き、周知するよう努めるものとする。

5 適用期日

この指針は、平成18年10月1日以降に開催される附属機関等の会議に適用する。

※附属機関等とは、法令又は条例に基づいた各種審議会、協議会等の附属機関及び学識経験者等の意見を聴取し市政に反映させることを目的として規程、要綱に基づき設置されたもの（主として実施機関の職員で組織される内部的なものを含まない。）をいう。